

- ・口腔機能加算Ⅰ 150円／月に2回まで
- ・口腔機能加算Ⅱ 160円／月に2回まで
- ⑥ 一体的サービス提供加算（③及び⑤を受けた場合）
480円／月
- ⑦ 若年性認知利用者受入加算（若年性認知症利用者の利用を受入れたとき）
240円／月
- ⑧ 同一建物送迎減算（デイケア施設の同一建物内で利用される場合）
傷病による送迎の必要又はやむを得ない事情で送迎が必要な場合を除く
要支援1 減算376円（月あたり）
要支援2 減算752円（月あたり）
- ⑨ サービス提供体制強化加算（職員のキャリア等が評価される場合）
 - ・サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1 88円（月あたり）
要支援2 176円（月あたり）
 - ・サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援1 72円（月あたり）
要支援2 144円（月あたり）
 - ・サービス提供体制強化加算Ⅲ 要支援1 24円（月あたり）
要支援2 48円（月あたり）
- ⑩ 科学的介護推進体制加算（利用者の身体機能値や栄養状態、口腔機能、認知症等の心身の状況等の情報を厚生労働省に提供するとともにその情報をリハビリテーション等に活用している場合）
40円
- ⑪ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（介護事業所で働く職員の賃金向上や職場環境の改善などを目的とする）
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ①～⑩の合計金額の8.6%の金額

尚、上記料金は、介護保険制度上でのサービス費や加算の1割の自己負担の金額を示していますが、一定以上の所得のある利用者の自己負担は**2割又は3割**となります。

(2) その他の料金（ご希望に応じてのご負担となります）

- ① 食費（食材料費等） 昼食 800円
※原則として食堂でおとりいただきます。なお、予防通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。
- ② 基本時間外施設利用料 30分当たり 300円
- ③ 石鹸代 1回当たり 30円
- ④ 入浴用タオル使用料 1枚当たり 50円

(3) 利用負担額の計算方法について

利用負担金は、(1)の基本料金の該当項目の金額と(2)その他の料金の該当項目の合計金額となります。

(4) 支払い方法

- ・毎月10日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までに指定の金融機関にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。(利用月毎に現金で支払う方法としても可能ですが、その場合、木曜日の午後の支払いはできません)
- ・お支払い方法は、現金、金融機関口座自動引き落とし(但し、山口銀行・郵便局・山口県農協に限らせていただきます)の2方法があります。利用申込み時にお選びください。
- ・尚、利用料金については、医療費控除対象となる項目がありますので、当施設発行の領収書でご確認の上、保管しておいてください。(領収書の再発行はいたしかねます)

介護老人保健施設通所リハビリテーション利用約款

重要事項説明書Ⅱ

(令和6年11月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及び経過的要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画・リハビリテーション実施計画書が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金（1割負担の場合）

(1) 基本料金

① 通所リハビリ利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	369円
・要介護2	398円
・要介護3	429円
・要介護4	458円
・要介護5	491円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	383円
・要介護2	439円
・要介護3	498円
・要介護4	555円
・要介護5	612円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	486円
・要介護2	565円
・要介護3	643円
・要介護4	743円
・要介護5	842円

[4時間以上5時間未満]

- | | |
|--|---------------------------|
| ・要介護 1 | 5 5 3 円 |
| ・要介護 2 | 6 4 2 円 |
| ・要介護 3 | 7 3 0 円 |
| ・要介護 4 | 8 4 4 円 |
| ・要介護 5 | 9 5 7 円 |
| [5 時間以上 6 時間未満] | |
| ・要介護 1 | 6 2 2 円 |
| ・要介護 2 | 7 3 8 円 |
| ・要介護 3 | 8 5 2 円 |
| ・要介護 4 | 9 8 7 円 |
| ・要介護 5 | 1 1 2 0 円 |
| [6 時間以上 7 時間未満] | |
| ・要介護 1 | 7 1 5 円 |
| ・要介護 2 | 8 5 0 円 |
| ・要介護 3 | 9 8 1 円 |
| ・要介護 4 | 1 1 3 7 円 |
| ・要介護 5 | 1 2 9 0 円 |
| [7 時間以上 8 時間未満] | |
| ・要介護 1 | 7 6 2 円 |
| ・要介護 2 | 9 0 3 円 |
| ・要介護 3 | 1 0 4 6 円 |
| ・要介護 4 | 1 2 1 5 円 |
| ・要介護 5 | 1 3 7 9 円 |
| ② <u>リハビリテーションマネジメント加算</u> (適切なリハビリテーションの実施・継続が行えるよう、関係スタッフで協議等を行い、計画の見直し等を提供する場合) | |
| ・リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ (開始月～6 月) | 5 6 0 円 (月あたり) |
| (開始月 6 月～) | 2 4 0 円 (月あたり) |
| (B) ロ (開始月～6 月) | 5 9 3 円 (月あたり) |
| (開始月 6 月～) | 2 7 3 円 (月あたり) |
| ・イ・ロで医師が利用者・家族へ説明し同意を得た場合 | <u>2 7 0 円</u> |
| ③ <u>短期集中個別リハビリテーション実施加算</u> (退院・退所等後 3 月以内に個別にリハビリテーションを受けた場合) | |
| | 1 1 0 円 (日あたり) |
| ④ <u>認知症短期集中リハビリテーション実施加算</u> (退院・退所後 3 月以内の認知症の方が個別の集中リハビリテーションを受けたとき) | |
| ・認知症短期集中リハビリ実施加算 I | 2 4 0 円 (<u>日</u> あたり) |
| ・認知症短期集中リハビリ実施加算 II | 1 9 2 0 円 (<u>月</u> あたり) |
| ⑤ <u>リハビリテーション提供体制加算</u> (リハビリテーションスタッフの基準以上の | |

配置体制を評価)

- ・ 3 時間以上 4 時間未満 1 2 円 (日あたり)
 - ・ 4 時間以上 5 時間未満 1 6 円 (日あたり)
 - ・ 5 時間以上 6 時間未満 2 0 円 (日あたり)
 - ・ 6 時間以上 7 時間未満 2 4 円 (日あたり)
 - ・ 7 時間以上 8 時間未満 2 8 円 (日あたり)
- ⑥ 若年性認知症利用者受入加算 (若年性認知症利用者の利用を受入れたとき)
6 0 円 (日あたり)
- ⑦ 生活行為向上リハビリテーション実施加算 (生活行為の向上を目的としたリハビリ
や実際の生活場面における具体的な指導等を行った場合)
・ 開始月～6 月以内の期間 1 2 5 0 円 (月あたり)
- ⑧ 入浴介助加算 (入浴動作介助や自宅での入浴の実施や継続を援助した場合)
・ 入浴介助加算 (Ⅰ) 4 0 円 (日あたり)
・ 入浴介助加算 (Ⅱ) 6 0 円 (日あたり)
通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないこ
とがあります。
- ⑨ 栄養アセスメント加算 (低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握する場合)
5 0 円 (月)
- ⑩ 栄養改善加算 (低栄養状態にある方やおそれのある利用者が栄養サービスを受けたと
き)
2 0 0 円 (3 月以内で月 2 回)
- ⑪ 栄養スクリーニング加算 (栄養状態の確認及び情報共有した場合)
・ 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 2 0 円 (6 月に 1 回)
・ 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 5 円 (6 月に 1 回)
- ⑫ 口腔機能向上加算 (口腔機能の低下している方やおそれのある利用者が口腔ケア
等
のサービスを受けたとき)
・ 口腔機能向上加算 (Ⅰ) 1 5 0 円 (3 月以内で月 2 回)
・ 口腔機能向上加算 (Ⅱ) 1 6 0 円 (3 月以内で月 2 回)
- ⑬ 科学的介護推進体制加算 (利用者の身体機能値や栄養状態、口腔機能、認知症等の
心身の状況等の情報を厚生労働省に提供するとともに
その情報をリハビリテーション等に活用している場合)
4 0 円 (月あたり)
- ⑭ 移行支援加算 (評価対象期間に通所リハビリを終了し、通所介護等へ参加した
者の割合が 5 % 以上の場合)

12円（回あたり）

- ⑮ 重度療養管理加算（所定の状態にある要介護3～5の方が利用された場合）

100円（日あたり）

- ⑯ 中重度者ケア体制加算（重度の要介護者の利用割合及び所定の職員配置が評価された場合）

20円（日あたり）

- ⑰ 退院時共同指導加算（退院時に関係者が情報共有し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して実施することを評価）

600円（退院時1回）

- ⑱ 同一建物送迎減算（デイケア施設の同一建物内で利用される場合）

傷病による送迎の必要又はやむを得ない事情で送迎が必要な場合を除く

減算94円（日あたり）

- ⑲ 送迎減算（居宅と事業所間の送迎を行わなかった場合）

減算47円（片道）

- ⑳ サービス提供体制強化加算（職員のキャリア等が評価される場合）

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22円（日あたり）

・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18円（日あたり）

・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6円（日あたり）

- ㉑ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（介護事業所で働く職員の賃金向上や職場環境の改善

などを目的とする）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ①～㉑の合計金額の8.6%の金額

尚、上記料金は、介護保険制度上でのサービス費や加算の1割の自己負担の金額を示していますが、一定以上の所得のあるご利用者の自己負担は**2割又は3割**となります。

- (2) その他の料金（ご希望に応じてのご負担となります）

- ① 食費（食材料費等） 昼食 800円

※原則として食堂でおとりいただきます。なお、通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

- ② 基本時間外施設利用料 30分当たり 300円

- ③ 石鹸代 1回当たり 30円

- ④ 入浴用タオル使用料 1枚当たり 50円

- (3) 利用負担額の計算方法について

利用負担金は、(1)の基本料金の該当項目の金額と(2)その他の料金の該当項目の合計金額となります。

- (4) 支払い方法

- ・毎月10日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までに指定の金融機関にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。(利用月毎に現金で支払う方法としても可能ですが、その場合、木曜日の午後の支払いはできません)
- ・お支払い方法は、現金、金融機関口座自動引き落とし(但し、山口銀行・郵便局・山口県農協に限らせていただきます)の2方法があります。利用申込み時にお選びください。
- ・尚、利用料金については、医療費控除対象となる項目がありますので、当施設発行の領収書でご確認の上、保管しておいてください。(領収書の再発行はいたしかねます)